

# 町村週報

( 町村の購読料は会費 )  
( の中に含まれております )

## 2673号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 : 電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄 : 定価1部40円・年間1,500円( 税、送料含む ) 振替口座00110 8 4767

<http://www.zck.or.jp>

五条川ののんびり流い(愛知県)



も く じ

随 想	情 報	フ ォ ー ラ ム	講 演	政 策
-----	-----	-----------	-----	-----

町の発展のために「住んでよかった私の町」 ..... 福島県浅川町長 須藤 一夫 (15)	町村Navi ..... (14)	王様で、心のブランドづくり「沖縄県伊是名村」 ..... (9)	地域再生の課題と展望・農山村地域を中心にして ..... 明治大学教授 小田切徳美 (5)	農地法等改正案・所有から利用に転換・農林水産省 ..... (2)
--	----------------------	-------------------------------------	--	--------------------------------------

### 休 閑 話 題

## 「小学生あこがれの職業」

九州大学大学院法学研究院教授

木 佐 茂 男

韓国では、小学生が将来なりたい職業のベスト3は弁護士、医者、政治家だといふ李芝妍「二〇〇九年開学を迎える韓国の法学専門大学院をめぐる動き」『法律時報』2009年3月号84頁。そして、同国でもこの2009年4月に、5年前に日本で始まったと同じようなロー・スクール(L.S. 韓国では法学専門大学院と称する)が発足する。それはどういふ関係なのか。

この韓国では、優秀な高校生らが素質・適性・興味と関係なく法学部や医学部に進学してくる現実がある。この傾向は日本にもある。単に成績がいいから法律家や医者になるのは良くない。だから、実務や職業倫理を踏まえた法律家を育てるべし、というのはわが国でも同じである。

だが、それにしても、なぜ韓国の小学生の職業ベスト3に弁護士や政治家が入っているのか。日本の場合、小学生男子は、スポーツ選手が33・6%で、ダンツの1位。ついで、4%から3%台で「医者・歯科医・薬剤師」と、「学校の先生」が続く。小学生女子でも、1位から

3位は、「獣医師・動物飼育・ペット屋など」、「幼稚園・保育園の先生」、「パン屋・ケーキ屋・栄養士」と続く(2007年内閣府調べ)。日本で医者が一応入っているのは身近な職業だからであろう。

日本で弁護士や政治家が職業に力ウンとされないのは、生の弁護士を見たこともない庶民の実感。政治家がないのは、その業が普通の人の選がまっとうな職業ではないという親の常識「『国民世論』の反映だろう。だが、韓国でも弁護士の数はかつては少なく、政治家の数も地方自治の未発達で多くはない。

日本のこどもの職業像にはテレビの影響は否定できないが、職業を通じて世の中にどう貢献するかという意識を日本の親や社会がもはや持っていないことが映ってはいないか。

日本のこどもの場合、高校生になると、アメリカ、中国、韓国のいずれとも異なり、将来の職業としては会社員が突出する。あまりに即物的な日本のこどもの職業観は、生の政治の歪み、将来の夢を持ちにくい社会の鏡なのだろう。

### 写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

## 農地法等改正案

農 林 水 産 省

## 所有から利用に転換

- 参入促進し、転用規制は強化 -

政府は、農地制度の改革を行うため、転用規制の強化や貸借規制の見直しなどを盛り込んだ農地法等改正案を今通常国会に提出した。

昨年12月に農水省がまとめた農地改革プランに基づいて、国内農業の自給力向上、担い手の育成・確保に向けて農地の確保・有効利用を促進するのが狙い。農地制度の基本を「所有」から「利用」に再構築。原則貸借を自由にして農外からの参入を促すとともに、貴重な生産基盤装置である農地をみだりに転用することを防止する措置を講ずることにした。

## ◆農地の効率的利用を促進

具体的には農地法の改正で、法の目的を自作農所有から農地の効率的利用の促進に、その考え方を根本的に改める。このため、農地の所有、貸借する権利を持つ者に対して、効率的利用を確保しなければならない責務を規定として設ける。

また、農地の転用が乱開発やスプロール現象を招いたり、「違反転用」が年間約1万件に上る現状を是正するため、農地転用の規制も見直して厳格化。現行で国や都道府県が病院、学校などの公共施設を整備する場合に行う転用については、許可不要となつてい

る規定を改め、許可権者である都道府県知事と協議を行う仕組みに替え、優良農地を確保するために極力転用が抑制できるようにする。

違反転用が行われた場合の措置としては、都道府県知事らによる行政執行制度を創設するとともに、罰則も強化することとし、法人が違反転用した場合の罰金の上限を現行の300万円以下から1億円へ大幅に引き上げる。さらに、地方分権改革にも絡む問題で、知事が権限を持つ2ヘクタール以下の転用許可事務について、国が特に農業上利用の観点から必要とする場合には事務の適切な執行を求めることができるように法的協議制度を導入することにした。

農地の有効利用を貸借で拡大するため、農業生産法人の出資規制を緩和。農外から参入する事業者の議決権制限（原則で上限4分の1）を廃止して、農業生産法人と連携して事業を行う事業者が構成員である場合にはその議決権を最大50%未満まで認めるようにする。

また、農地の受け手となる担い手がない地域では、その引き受け手として位置づけられる特定農業法人の範囲

を、農地賃借規制の緩和に伴い、農業生産法人以外の法人にも拡大することにした。農地の権利取得に当たっては、原則50アール以上の経営面積を必要としているが、現行の知事特認制度を生かし、さらに農業委員会の判断より地域の実情に応じて引き下げることができるよう運用を弾力化する。

民法で20年以内とされている農地の賃借期間も大幅に延長。当事者が合意すれば最大50年まで長期の賃借による利用ができるようにする。

## ◆耕作放棄地の解消

全国で39万ヘクタールに上る遊休農地（耕作放棄地）の解消を目指して対策を強化。地域の農業振興を図るために現行で市町村が指定して対応する仕組みをすべての遊休農地を対象とするよう改めるとともに、その際、所有者が判明しない農地について農業者の申し出に基づき、利用できる仕組みも創設することにした。

耕作放棄地解消の条件整備として、市町村・農業委員会が2008年度中にすべての耕作放棄地を調査して、農業利用が可能な農地とそうでない農地の振り分けを行った上、利用可能な農地についての市町村解消計画を策定。11年度をめどに農用地区域を中心に耕作放棄地を解消したい考えだ。

政 策

農地法等の一部を改正する法律案の概要

◆改正法施行後5年をめどに見直し

農地の面的集積を促進する農業経営基盤強化促進法の改正では、市町村・公社などが所有者の委任を受けて貸し付けなどを行う農地利用集積円滑化事業を創設する。

また農業振興地域整備法の改正で、農用地面積目標の達成が不十分な都道府県知事に対して、農水相が是正措置を求めることを可能とする規定を設けるとともに、農用地区域からの除外を厳格化。

同区域内の農地は原則的に転用が禁

転用期待の抑制

国内の食料生産の増大を通じ国民に対する食料の安定供給を確保

貸借等による利用の促進

止されているが、区域からの除外が安易に行われて、担い手が利用すべき優良な農地が転用されている実態がある。このため、同区域内の農地について、担い手に対する利用の集積に支障が生じるおそれがある場合には、同区域からの除外を禁止する規定を設ける

ことにした。除外の厳格化と合わせて、同法施行令により、農業振興地域を指定、農用地区域の設定を行う際の面積基準を引き下げて、農用地区域への農地の編入を促すことも予定している。このほか、農業協同組合が自ら農地の賃借で農業経営ができるよう同組合法の改正も行う。

<農地制度の見直し>

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)

農地面積の減少を抑制する等により農地を確保

◇農地転用規制の厳格化 ◇農用地区域内農地の確保

- ① 農地転用許可対象の拡大(病院、学校等の公共施設の設置)
- ② 違反転用に対する罰則の強化
- ③ 都道府県が行う2ha以下の転用許可事務の適切な処理の要求
- ① 農用地区域からの除外の厳格化
- ② 都道府県に対する農用地区域内農地の確保に向けた措置の要求
- ※ 今回措置する農地確保施策の実施状況を踏まえ、5年後を目途に国と地方公共団体との適切な役割分担について検討

制度の基本を「所有」から「利用」に再構築

◇農地の権利を有する者の責務の明確化 ◇農地を利用する者の確保・拡大

農地の権利を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する旨法律上明確に位置付け

農地を適正に利用する者の確保・拡大を図るため、賃借に係る規制を見直し 等

◇農地の面的集積の促進 ◇遊休農地対策の強化

公的な信用力のある機関が、多数の農地所有者から農地の貸付等についての委任を受け、農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付を行う仕組みを導入

全ての遊休農地を対象に対策が講じられるようにする等有効利用を徹底する仕組みへ見直し

<農地税制の見直し>

農地制度の見直しを前提として、農地の相続税の納税猶予制度を見直し農地を貸すと打ち切りになった納税猶予を、他の人に貸した場合でも適用を受けられるように

<農業委員会の適切な事務執行>

農地制度においては、農業委員会が重要な役割を果たしていることから、今回の見直しにあわせて、その事務が的確に実施されることを確保

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

穀物価格の高騰や輸入食料品の安全性への不安

食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化する必要

水田等を最大限に活用する対策等を一層促進



(時事通信社 庄司睦浩)

なお、今回の農地政策改革に関連して、農地の相続税猶予制度について、これまで農地を貸すと打ち切りになっていたのを他人に貸した場合でも引き続き適用されるようになったほか、法人などに対する各種の特例措置が講じられる(次頁参照)。

### 相続税納税猶予制度( 現 行 )

相続税納税猶予制度は、相続税の負担により農業経営の承継が困難となる地域において、経営を縮小・廃止させずに承継ができるようにするために設けられた措置であり、被相続人が自ら農業を営んでいた農地について、相続人が自ら農業を営むことが前提条件となっている(貸付地には適用されない)。

猶予された税額は、相続人が死亡した場合又は相続人が20年間(特定市の生産緑地は終身)営農を継続した場合に免除される。なお、猶予期間中に特例農地を譲渡、転用、耕作放棄、貸付けをした場合には猶予が打ち切られる。

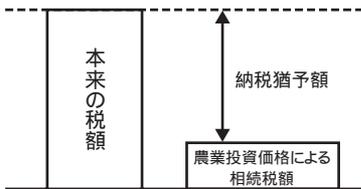
#### 納税猶予を受けるための要件

被相続人が農業経営をしていた農地であること  
相続人が自ら農業経営を行うこと  
(三大都市圏の特定市の市街化区域内農地は生産緑地地区内のみ対象)

#### 猶予税額の免除要件

相続人が死亡した場合  
相続人が20年間営農を継続した場合  
(三大都市圏の特定市の生産緑地地区内は終身営農)  
相続人が後継者へ農地を生前一括贈与した場合

#### 納税猶予額のイメージ



#### 納税猶予が打ち切りとなる場合

- 【猶予税額のすべてが打ち切り】
    - ・農地面積の20%を超える譲渡、転用、耕作放棄、貸付をした場合
    - ・相続人が農業経営をやめた場合 等
  - 【当該農地に係る部分について打ち切り】
    - ・農地面積の20%以下の譲渡、転用、耕作放棄、貸付けをした場合
    - ・生産緑地地区内の農地について買取申出をした場合 等
- (農業経営基盤強化促進法により市町村から特定遊休農地である旨の通知を受け、利用計画の届出をしなかった場合等)

### 農地の相続税納税猶予制度の改正(案)について

	一般農地(市街化区域外) (転用するためには許可が必要)	市街化区域内の農地(届出をすれば転用可能)		
		三大都市圏特定市		その他
対象農地	自作農地 ↳ 自作農地 + 農業経営基盤強化促進法による貸付農地	自作農地	自作農地	
免除要件	20年自作で納税免除 ↳ 自作又は農業経営基盤強化促進法による貸付により農地としての利用を終身継続 (既適用者に対する経過措置 ・既に納税猶予の適用を受けている農地について、引き続きそのすべてを自作する場合には、従来どおりの要件(20年自作)を適用 ・適用対象農地を貸し付けることも可能(この場合、適用対象農地すべてについて農地としての利用を終身継続する必要))	20年自作で納税免除	終身自作で納税免除	適用対象外
		都市計画制度等の見直しの中で、農地の制度上の位置付けや保全・利用のあり方を検討し、必要な見直しを検討		
身体障害等により将来にわたって営農が困難となった場合	貸付や耕作放棄した場合は猶予打ち切り ↳ 身体障害等のやむを得ない事情により営農が困難となった場合は、手法を問わず貸し付けても猶予継続(一般農地については、農業経営基盤強化促進法による貸付が行えない場合に適用)(貸付等をせず、耕作放棄した場合は猶予打ち切り) (既適用者にも適用) 〔なお、災害・疾病等のやむを得ない事情により一時的に営農できない場合については、農作業委託をすることにより、適用農地を適正利用している限り納税猶予を継続する旨を国税庁通知で明確化(既適用者にも適用)〕			
農地利用目的の20%超の譲渡	適用農地面積の20%超を譲渡した場合は、猶予税額のすべてが打ち切り ↳ 農用地区域内の農地を農業経営基盤強化促進法により譲渡した場合は、20%超を譲渡しても譲渡部分のみ打ち切り(既適用者にも適用)	すべて打ち切り	すべて打ち切り	
利子税 (納税猶予が打ち切られた場合、猶予税額に加え納付する必要)	年 4.0% ↳ 終身利用の農地についての納税猶予が打ち切られた場合には、年2.2%(既適用者にも適用)	年 4.0%	年 4.0% (終身自作要件) ↳ 年 2.2% (既適用者にも適用)	

「身体障害等により営農が困難となった場合」及び「利子税」については、贈与税納税猶予制度についても同様の改正。

## 講 演

## ◆ 講演記録 ◆

## 地域再生の課題と展望

## 「農山村地域を中心にして」

明治大学教授 小田切 徳美

全国町村会定期総会(平成21年1月30日)



## 小田切 徳美

(おだぎり とくみ)

1959年神奈川県生まれ。東京大学農学部、同大学院博士課程修了。東京大学大学院助教授を経て、2006年より現職。専門は農政学・農村政策論・地域ガバナンス論。第29次地方制度調査会委員、地域活性化戦略チームメンバー(地域活性化統合本部)、地域リーダー養成塾主任講師(地域活性化センター)等を兼任する。全国町村会では「道州制と町村に関する研究会」委員を務める。

## ◆ 政策支援の変化を追い風に農山村地域の再生へ

今日は、「地域再生の課題と展望」という少し大きな話をさせていただきますが、時間の関係もあり、その結論をあらかじめ3点ほど申し上げたいと思います。

第1点は、農山村を中心とした地域をめぐる政策は、いま大きく変化しつつあります。こういう政策変化を追い風に、コミュニティの再生や新しい経済構造の構築をおこない、農山村地域再生へ動き出すべき時期であります。決してあきらめる時期ではありません。むしろ、現在大変な追い風が吹いているということを変更して確認すべきだと思います。

第2点ですが、21世紀は資源と環境の持続性確保が課題となる世紀と言われていますが、最近の情勢でそれがますます明らかになってきました。20世紀は経

済と開発の世紀でしたが、それが大きく変わっています。そうした中で、国民的合意を背景に、農山村地域を資源と環境の持続性確保のための国内戦略地域として位置づける必要がよいよ強まってきたと言えます。

なぜならば、農山村は、食料、エネルギーこのエネルギーというのは水力、バイオマスエネルギーを含めていますが、水、二酸化炭素吸収源を断続的に供給しています。これらの国際的戦略物資としての性格が強まっています。ここにグローバルマネーの投機の出入りがあることにより、昨年の資源価格の乱高下があったことはご存じの通りです。これらをそれぞれの国がどれほどの意思を持って確保することができるかが、国のポジションを決めるような状況になり始めています。そういう意味でまさに戦略物資であり、したがって農山村を国内戦略地域と位置づけ、その持続可能性を

確保することが求められているのではないかと考えます。

そのためには、どうしたらよいのかが第3点目です。なによりも、先の政策変化を追い風として、地域の主体的取り組みによる内発的発展が必要となります。しかし、それだけではなく、例えばポスト過疎法をはじめとする、その取り組みの基盤となる地域の格差是正が依然として必要です。国の政策は、この2点を同時に追求する必要があります。この2つを、私は「二兎を追う」という表現でそれを強調していますが、このバランスをとることこそが重要だということです。

#### ◆町村会はシンクタンク機能の強化を

先ほど少し申し上げたように、国の政策も実はこうした方向に大きくハンドルを切りつつあります。例えば総務省ですが、総務省(自治省)は存じのよう1990年代から分権改革、市町村合併、そしておそらく今後は道州制という地域をめぐる、制度を動かしてきました。その点で制度官庁であったわけですが、現在はそれに加えて、特に昨年の7月の組織改編によって地域力創造グループ、これは実質的に1つの局に相当するものですが、こういう部署ができることによつて、従来の「制度」に加えて地域振興を強調するようにスタンスを取り始めているということ、私たちははっきりと把握しなければならぬと考えます。

ついでに、余計なことを申し上げれば、全国町村会あるいは都道府県町村会に同様な変化が求められていると思っております。当然、従来どおり制度改革の

提案や要求をするということは大変重要なことであると同時に、もう一方で各都道府県町村会が、あるいは全国町村会が、それぞれの立場で、町村やその地域が、内発的な発展を実現するため手法等をサポートする、いわばシンクタンク機能が重要になってきていると思います。制度要求機能とシンクタンク機能、全国町村会もまた、この二兎を追うことが求められる時期に来ているのではないのでしょうか。おそらく今までもこうしたことを行っていると思いますが、それをより強力に推し進めることが必要になってきていると思います。

#### ◆「手作り自治区」の誕生 地域で生まれた新しいコミュニティ

さて、いま農山村の地域再生に重要な2つの課題を中心に説明させていただきますと思います。

1つ目は、新しいコミュニティの再生です。コミュニティ行政は、国レベルでも地域レベルでも1960年代末から70年代前半に1つのピークがありました。そして今また新しい第2の局面に入ろうとしています。先ほど申し上げた総務省の組織再編の中で、コミュニティ交流推進室というものができました。おそらく国の行政機関の中で、コミュニティという名前がつく部署ができたのは初めてではないかと思えます。それだけコミュニティの再生というものが、政策課題になってきていることでもあります。

このコミュニティについて、従来の町内会とか農村集落とは違うという意味で、私は敢えて「手作り自治区」という名称を使っています。この手作り自治区

はいかなるものかということ、を少し具体的に説明したいと思えます。最近私は専らこうした地域を歩いて、その新しいコミュニティの実態を分析する研究をしており、この特徴として、例えば地域振興会とか自治振興区等多様な名称がついているということがあります。2番目に、こういったコミュニティは特に西日本で盛んであります。これはおそらく市町村合併がこちらで先行したという実態があるのではないかと思います。ただし、現在ではそれが東日本にも徐々に進行しています。そして地域範囲ですが、新しいというからは従来の集落や自治会、町内会とは少し大きさが違います。例えば昭和の合併の旧村であったり、学区であったり、つまり集落を超えるような大きさが一般的です。こういった単位の新しいコミュニティが生まれております。

#### ◆「手作り自治区」で暮らしの再構築を

新しいコミュニティには次の4つからい非常に特徴的な性格があります。

1つは総合性です。役場と同じような性格を持ち始めております。その点で、研究者仲間ではこういったコミュニティについて、「小さな自治」とか「小さな役場」という表現をしたりしています。

2番目の性格は、このことの別表現ですが、自治組織であると同時に実は経済組織でもあるという二面性を持っていることです。その経済活動の中身は、例えば共同売店であったり、あるいはこのコミュニティがガソリンスタンドを経営したり、あるいは高知県の津野町では1つ

の自治組織がその単位で居酒屋・食堂を運営しています。単なる自治組織ではなく、経済活動にまで乗り出している。そういった経済組織がなければ農山村の生活はとも持ちこたえられない。地域づくり、活性化が成し遂げられない。そういう実態が背景にあるということです。

3番目は補完性です。集落に変わるような存在ではなく、集落と町内会が守りの自治をしているのに対して、この新しいコミュニティは攻めの自治をしております。経済活動を行ったりイベント活動を行ったり、あるいは従来集落ではできなかったような広報活動、月1回の広報だよりを出したり、このようなことが行われております。

4番目はそうした新しい活動を支えるような革新性です。集落、町内会の弱点は1戸1票制、そつであるために総会に出てくるのが男ばかりという実態があったわけですが、この新しいコミュニティでは女性も若者も活躍する、そういう姿を見ることができるようであります。

こういった新しいコミュニティ、これを我々は「手作り自治区」と呼んでおります。住民が当事者意識を持って地域の仲間とともに手作りして自らの未来を切り出すという積極的な展開だからであります。こういったコミュニティをそれぞれの町村の中に生みだし、そして行政とともに歩むことができるのかどうか地域再生の1つのポイントだと思えます。

現に西日本ではこうした活動が盛んに行われています。例えば、広島県の旧高宮町、児玉元町長が全国町村会の副会長であったこともあって、皆さんも存じだと思えますが、現在は合併して、安芸

## 講 演

高田市に変わっておりませんが、32の自治組織を作り上げて、この32の自治組織の代表者等がまちづくり委員会という組織を作って、まちづくりに関わる様々な施策を提案するという仕組みになっております。こういう試みがおおいに参考になるのではないかと思います。

## ◆究極の6次産業

## ◆農村レストランの可能性

このような新しいコミュニティの再生と同時に現在の経済不況の下では、新しい経済構造を作り上げていくということがポイントになります。この点では、全国各地を歩いて、ほぼ共通して地域再生のための経済活性化は、次の4点がポイントであるのではないかという認識を持っております。

1つは6次型産業経済です。皆様方の前で6次産業というネーミングを説明する必要は今さらないわけですが、原理的に考えると次のようなことであります。

2000年の少し古い数字になってしましますが、食用農水産物は国内から12兆円が供給されております。この12兆円に海外からの輸入で、だいたい3兆円加わります。つまり我々が食べているものの原料は15兆円ということになります。これが我々の口に入るときにどのくらいの金額になるのかというと80兆円です。つまり65兆円が付け加わっているということです。

この65兆円は全部ではありませんが、その中には付加価値、つまり働く方の賃金や企業の利潤などが含まれております。これを農村部に取り戻そうというのが6次産業に他なりません。そういう

意味からも、この6次産業の可能性は少なくないと思います。この典型が農村レストランです。これはまさに究極の6次産業で、これ以上付加価値が増えない状況で我々の口に入っている。そういう意味で究極の6次産業と言つてよいと思います。そういうものが大変元氣だというのが最近の特徴であります。

## ◆交流型産業の構築で

## ◆リピーターを増やせ

第2の方策は、この6次産業とも絡んでくるわけですが、都市農村交流から生まれる産業をいかに作り上げていくのかということとです。「交流型産業」という言葉を我々は使っております。一言で言えば、グリーンツーリズム等を含めた都市と農村が交流することによってできあがる産業と考えていただきたいと思います。

この交流型産業の特徴は、非常にリピーター率が高いということとあります。グリーンツーリズム、農家民泊を考えていただければ分かります。その原因は何なのか探つていけば、一言で言うところ、この交流産業ではホストもゲストもともに成長するという性格があると思えます。別の言葉で言えば社会教育的な性格を持つております。ゲストの方はそこに行くことによって農村の技、漁村の技、あるいは農村が古くから持っている持続性を学び、感動し、ホストの方も、おばちゃんこの料理はおいしいね」という一言が田舎料理の再評価につながり、新しい考え方を持ち始めます。そうであるが故に、リピーター率が高い、このリ

ピーター率を高めるといのは、人口減少下の現在の日本の産業の基本的な戦略であります。その点でこの交流産業を産業としての発展の可能性が存在する、そんな産業であると位置づけることができるとも思いません。

## ◆物語マーケティングという手法

そして3番目は地域資源保全型経済です。これは共感形成型経済、都市住民の共感がそこから生まれてくるような経済と言つていいのかもしれない。我々が地域資源の保全ということを強調するのは、地域資源活用を言う農工商連携に対するちよっとした疑問からあります。地域資源活用ということとは、それはそれで正しいのですが、しかし、今はそこから一歩踏み出すことが要請される時代であると思えます。つまり活用するのは当たり前、それと同時にその活用すべき資源を保全し守つていく、そういうスタンスが都市住民の共感を生みだしていくということをお忘れはいけません。

最近苦戦を強いられているデパート関係者は、異口同音に、売れているものには背景、物語があると云つています。キーワードとして「物語」という言葉を我々に教えてくれています。そのため、物語マーケティングという手法が生まれるほど、地域の物語をその商品の中にいかに埋め込むことができるのかということが求められている時代であります。物語が、消費者の共感を作り出し、それが購買行動につながります。それは現在の経済不況の中でも変わらぬ行動だろつと思えます。商品を作り上げるのであれ

ば、その地域を保全している、有機農業によって保全しているという考え方、あるいは集落の人々の英知と努力によってひとつの資源を守り抜いていることを、精一杯の商品の中に埋め込んでいくことが重要だろつと思えます。

## ◆いま求められるのは小さな経済

4番目は、小さな経済であります。若者をいきなり呼び込もうとすると、300万円の年収をいかに確保するのかということになってしまいます。これを出てくる選択肢は企業誘致しかないと思えます。しかしアジアと競争しているというご時世の中で、企業誘致というのは大変なことでもあります。

農山村で我々はしばしば全住民に月当たり追加所得としてどのくらい必要ですかというアンケートをします。そうすると返つてくる答えは特に女性の高齢者では月3万から5万円が最大の回答です。年間年収にすれば36万円から60万円、これはまさに女性を中心に運営されている農家レストランでの所得、直売所でちよっと頑張つて得られる所得に相当します。今求められているのは、こういった小さな経済をいかに数多く作り上げていくのかということだと思えます。そしてこの小さな経済が100、200人集まったところまで出てくる話が、これをコーディネートするために若い人が欲しい、アドバイザーとして若い人に来て欲しい、いわゆる地域マネージャーという話であります。そこで何とか皆さんがお金を出し合い、また行政による様々な人件費にかかる支援を集めることによつ

て、300万円くらいの大きさにして若者を雇おうではないかというプロセスが出てくるのではないかと思います。今いきなり大きな経済を目指しても農山村はなかなか立ち行かない。小さな経済をいかに数多く積み上げることができるとかが、人口ではないかと思っております。

### ◆新しいタイプのソフト事業

さて、先ほど冒頭でお話しした政策の変化ということを私なりの理解で少しお話しをさせていただこうと思います。農山村だけではありませんが、地域再生をめぐって新しい政策が矢継ぎ早に展開しております。その新しさをまとめると次の6点になるのではないかと思います。

1つは新しいタイプのソフト事業が登場しているということです。この基本形は公募型の事業です。いわばコンペ方式の事業です。その例として、一番大きいものが、予算額30億円の地域活性化統合本部の地方の元気再生事業です。その他に国土交通省の新たな公によるコミュニティ事業、林野庁の山村再生総合対策事業、農水省のふるさと地域力発掘支援モデル事業、こういうものが非常に典型的な事業であります。

このコンペ方式には必ずと言っていいほど人材支援、地域マネージャーを派遣するような人件費がついていたり、あるいは地域マネージャーを自ら雇うような助成費目がついていたり、こんな仕組みになっていきます。

この地域マネージャーということについて言えば、皆さんもご存知の総務省の過疎対策室による集落支援という仕組み

も走り始めています。特別交付税による支援が行われることとなっております。昨年末にはいわゆる「鳩山プラン」が、地域おこし協力隊、これは1年から3年の任期で農山村地域に人々を派遣する仕組みを作ることを宣言しています。

こういった予算を獲得するには、各県庁で大きな努力があったのではないかと思います。地域マネージャーが重要だ、あるいは地域コーディネーターが重要だということを我々は1990年代から政策提言してまいりました。しかしなかなか実現しなかった。これは端的に言うて人件費支援だからであります。そういうところにお金をつけるのは財政当局が嫌がるような傾向があるのかもしれない。しかし、そこが突破されたことは評価していいと思います。

教育現場においても、疲弊し始めている農山村を支援しなくてはいけないという学生の熱い思いがあることを感じ始めています。若者も変わり始めました。そうした若者を含めて、外部人材を精一杯活用する形の地域支援の仕組みが今整えられ始めようとしています。

### ◆地域再生をめぐる新しい施策

2番目は多様な主体の重視です。今までは補助対象になるといえば、農村でいえば、農協や森林組合であったり、任意組織でも行政が主導した協議会であったりしました。しかし最近、先ほどのコンペ型の事業でいえば、NPOが受け皿になるのは当たり前になっております。それどころか、林野庁の山村再生総合対策事業の事例では、それを受けた団体の1

つに大学の研究室がありました。今や意欲さえあればどのような主体でも助成が受けられるという仕組みになり始めています。

3番目には、地域コミュニティが重視されている点です。この点は先にお話ししました。

4番目には都市と農村の協働です。実は都市と農村の交流ということを言いながら、都市の中身は何なのかということを我々はあまり議論しておりませんでした。しかし農水省のある研究会が、都市というのはその主体はNPOであり、大学であり、あるいは企業のCSR活動であるということを具体的に示しています。そしてこういった活動と地域、農村地域の活動を縁結びするのが重要だということでの縁結びをするようなマッチングコーディネーター、いわば仲人さんですが、それに対して支援するという新たな方策を出してきました。

5番目は農山村と地方都市の連携です。都市と農村の連携ということを考えて、どうしても大都市ということを考え出してしまいます。もっと言えば東京をターゲットにしがちです。しかし今必要なのは地方の中小都市です。この中小都市を生活の拠点として守り上げるようなことがなければその後背部にある農山村を守ることもできません。総務省の定住自立圏構想はその認識から走り始めているのだらうと思います。

最後の6番目は、6次産業支援の本格化です。これは先ほど申し上げた経産省の農商工連携からスタートしており、林野庁ではさらに具体化して、支援すべき産業は教育、環境、健康、交流

景観、いずれもKで始まるので「5K」と言っておりますが、このようなものが農山村で具体的な新しい産業として期待されているということを提言しております。

### ◆農村政策改革のスタート元年

以上のように6点にまとめましたが、非常に重要なことはこの6点にいずれも省庁間連携が組み込まれているということとあります。今までのように各県庁が縄張り争いをしていっているのではなく、色々な省庁が役割分担をしながら支えていくという仕組みができてはじめております。

そういうことからすると、今般の農山村地域振興政策の変化は本物だと思えます。もちろんまだ課題はあります。その本体となる農林業のあり方についての政策変化はまだ遅れています。しかし、それを除き、おそらく2008年度、今年度の変化は農村政策改革のスタート元年だと言えるほどの大きな変化であります。

冒頭にも申し上げましたように私が今日皆さん方にメッセージとして伝えたいのは、こうした変化をしっかりと追い風にして、農山村の内発的發展に向けた歩みを引き続き進めていきたいということとあります。農山村の過疎化・高齢化に対して、決してあきらめる時期ではありません。

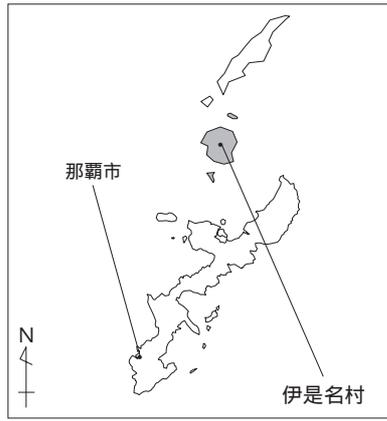
そのことを改めて申し上げて私からのメッセージとさせていただきますと思います。ご静聴ありがとうございました。

フォーラム

県都那覇市から車で約2時間の距離にある沖縄本島北部の今帰仁村、運天港から村営カーフェリー「ニューいぜ

伊是名村の風景

涙あり、笑いありの舞台は、エンディングのテーマソングで幕を閉じた。浦添市でだこホール・那覇市民会館を埋め尽くした満員の客席からの拍手は鳴り止まなかった。一生懸命に演じる姿、素人とは思えない演技と音楽、民俗芸能が一体となった公演は、歴史に残る舞台となった。



現地レポート

町村独自のまほう

王様で、心のプランドゥン

な」が片道約60分弱(1日2便)で就航している。島に到着すると「ようこそ、歴史と自然の宝庫・ハブのいない伊是名島へ」の看板が歓迎する。

フェリーが昭和58年に就航してから、これまで2台しか乗らなかった車が、一挙に50台も乗るようになり、島の生活環境は大きく変わった。

伊是名村は、伊是名島と3つの無人島からなる。4島の面積が15.42km<sup>2</sup>、人口1713人(平成20年12月現在)。島の形はフランス国に似ており、標高120mの山が南東から北西に延び、岩山の琉球松と海岸沿いに伸びる白浜との自然がマッチした風景である。

島の周囲は珊瑚礁に囲まれ、遠浅の海は島に恵みをもたらし、珊瑚礁の石垣と赤瓦の家などが残るまち並みは古琉球を思わせる。また、約3500年前の貝塚や遺跡が島内で沢山確認されている。

尚円王で島おこしを!

村民劇の主演となった尚円王は、1



みんなが力を合わせて創った舞台は、島の人々の心をひとつにした。

フォーラム

415年に伊是名島で生まれた百姓の子である。1470年から1879年の約410年に及ぶ第二尚氏王統を開いた英雄として広く知られている。尚円王の誕生により、琉球王国時代の伊是名島は、神聖の地として格別の扱いを受けることになる。この歴史のことからは最も貴重な財産であり資源である。

ハード事業からソフト事業へ時代の潮流も大きく変わった時期、村は、第3次伊是名村総合計画を策定。公共事業からの脱却と観光産業に力を入れることを宣言した。



珊瑚礁の石垣と赤瓦の家が残る風景は古琉球を思わせる。

伊是名の英雄、尚円王は島の誇り



キャラクターも商標登録



かけとなった史劇 尚円王「松金がゆく〜」についてお話ししよう。

元々、尚円王を生かした島おこしは、平成元年の尚円王の名称を活用した文化事業に端を発する。「伊是名尚円太鼓」の育成と海外公演、平成7年の民俗音楽「史劇 尚円」(普久原恒勇作)での総勢100名によるオーケストラ演奏を実施したほか、平成16年には、村まつりの名称を改めた「いげな尚円王まつり」を夏と秋に開催。島の文化の紹介と交流に力を尽くしてきた。

今回の「史劇 尚円王」松金「がゆく〜」は、観光振興と文化による島おこしを目指す事業の一環である。

「史劇 尚円王」松金「がゆく〜」の誕生

それでは、今回の、過疎地域優良事例表彰「総務大臣賞受賞のきつ

事業のきつかけとなったのは、

内閣府の沖縄離島活性化特別事業「美島ブランド創出事業—島一物語」(。県内16の離島市町村が対象となり各島々が工夫を凝らした取組は当時新聞等でも報道された。他の離島が特産品等の商品を開発して島のブランドを推進していく中で、島で生まれた英雄を題材に島おこしをしようという発想は本村だけだった。

最初の1年間は、実行委員会の立上げから始まった。次にこの事業をコーディネートする業者を選任。続いて原案・脚本・演出と進み、衣装・舞台・音響・照明のデザインやキャラクターと、演劇の基礎となる部分が次第に出来上がっていった。村民劇のタイトルも、芝居を製作していく中で出てきたものである。

島をひとつにした初公演

実行委員や事務局は先進地の視察や市民劇の見学等あらゆる情報の収集、村民へのPR活動に奔走した。尚円王の名称を守るため「尚円王」の名称とキャラクターの商標登録も行った。そして、演劇の製作とその成果品の発表を目標とした2年目が始まる。

平成19年3月の初公演に向けて、まずは、役者の募集である。実行委員会



「いげな尚円王まつり」では島のポルテージが一気に上がる

フォーラム

子供から大人までが演じた涙あり笑いありの舞台は、観る者に大きな感動を呼び起こした。



を中心にこの事業の目的など趣旨を説明。小学校、中学校、各集落の区長、青年会、島の芸能団体等々に募集用紙を配布、村内放送で呼びかけをした。夏休みに1人の小学生が「尚田王」をやりたいと声を上げ、第1号の応募を得たものの、他の村民の反応が鈍く、年が明けて1月2日に演出家が来島した頃には、まだ3分の1ぐらいの応募しかなかった。しかし、実行委員会で上演日を3月24日に決定。3ヶ月弱

の期間で仕上げるため、今度は1人ひとりにじっくり説明して参加協力をお願いした結果、徐々に参加者が増えてきた。1月も過ぎた頃にはやっと役者も決まり、挿入歌の音楽隊も編成、音楽家や演出助手も島に滞在して本格的な練習をスタートすることができた。しかし、素人による芝居づくりには想像以上の難しさがあった。毎日午後6時〜午後9時の練習にも、なかなか全員が揃わない。思春期の子ども達との格闘、練習に来てくれない人たちへの呼び掛けなど、関係者の地道な努力が続けられた。村長も心配で毎日練習現場に足を運んでいた。

それが、地元の民俗芸能と三線、琴、太鼓の挿入の練習も始まり、本番の日が近づいてくると、素人集団もようやく役者に見えてくるまでになった。やがて、島出身音楽家が作詞作曲したオリジナル

ル曲も誕生。3月の中盤には、衣装や大道具、音響照明の打合せが入り、役者のテンションも上がってきた。

3月23日に行われた前日リハーサルは、この頃流行したインフルエンザで役者の中学生1人が参加できなかったが、無事に終了した。そのとき初めて全容が見えた。これなら、沖縄本島、いや、東京でもはずかしくない立派な芝居だと確信した。

病気だった中学生も治り、本番で初めて全員がそろった中で公演当日を迎えた。宣伝カーによる必死の広報活動で、本番5分前、会場は満員になった。島の半分以上の人々が観ている中で、オリジナルソング、七つの橋を架けての演奏から舞台が始まった。子どもから大人までの役者による涙あり笑いありのストーリーは、観るものに大きな感動を呼び起こした。島の人々の気持ちが一瞬になった瞬間である。

歴史に残る本島公演

第1回目の公演の準備をしている時、島の活性化・島のPRをより進めるため、沖縄本島で公演することが決められた。沖縄本島にいる島出身の方々と組織する伊是名村郷友会の協力を仰ぎ、チケットの販売(1000枚)を進めていた。1回目の公演と同時進行で、郷友会を含めた「本島公演実行委員会」を設立。2月から本島公演のための本格的な準備に入った。村内外の委員総勢2000人体制である。本島公演に向けた練習は、4月中旬から始まった。1回目の公演で自信のついた役者や音楽隊、民俗芸能、音楽の練習はスムーズに行われた。

フォーラム

今回は1日2回公演の予定で、会場となる浦添市や関係各位、マスコミ等に協力依頼をした。郷友会や島の実行委員が5月13日の公演に向けてチケットの販売に懸命に取り組んだ結果、公演1週間前の販売状況は何と3000枚以上。1回1000人しか入場できないホールでは、3回公演をしないと間に合わなくなった。そこで、村長を中心に関係者、役者の了解をえて急遽公演回数を追加することとなった。

本番当日の天候は清々しい五月晴れ。お客さんは長蛇の列で、特産品コーナーは大繁盛となり、Tシャツ、CD、パンフレット等も売れに売れた。昼過ぎに始まり、夜まで続いた公演は3回とも熱のこもった舞台となり、素人とは思えない演技と音楽の中



特産品コーナーは大繁盛 いぜんマークのTシャツやCDも売れに売れた。

チケットのあまりの売れ行きに公演回数を3回に



に民俗芸能がさらに舞台を盛り上げた。観客からもスタッフからも、その一生懸命の姿に、感動の涙と拍手が惜しみなく送られた。こうやって花火は打ち上げられ、浦添市でこのホールでの公演は歴史に残る舞台となった。

継続・心のブランドづくり

この演劇のもう一つの目的は継続である。平成19年1月ごろ、文化庁の「文化芸術による創造のまち」支援事業を県教育庁に申請。これが採択され、村の文化として村民劇を継続育成できることになった。

この事業の中でまずは伊是名島文化活動支援実行委員会を同年4月に結成した。そして地域の文化団体の育成の成果として3回目の伊是名島公演がスタートした。事務局を中心に舞台には

新たなメンバーが加わり、事務局もブログの開設やマスコミへの情報発信によってPR活動を展開した。そして20年3月29日の伊是名島での公演も大成功となった。さらに、平成20年4月からは新体制となった事務局で継続していくことになった。平成20年9月の、過疎地域優良事例表彰の総務大臣賞受賞は、村民が一体となった継続的な活動が評価された結果であろうと考えている。

同じく、文化芸術による創造のまち支援事業として行われた第2弾の本島公演の際には、新たに保護者会が結成され、舞台の中心を担う中学生、高校生の方々が、当番制によるケータリング(夕食)の準備や子供達の健康管理などを担い、子ども達が集中して練習に打



保護者が交代で準備した夕食で練習にも集中できた

ち込む環境作りに取り組んでくれた。2回目の本島公演となった那覇市の会場で、席を埋め尽くした2000人の観客から、伊是名島のパワーはすごいとの声が上がったほどの感動を呼ぶことができた裏には、こうした取り組みがあったのである。

このように、劇作りに携わる人が徐々に自立できるようになれば、継続することは可能になると思う。今後の運営方法としては、劇団を結成してそれを支える保護者会を充実させる。そして自立できるように実行委員会をサポートすることとしている。

公演については活動の幅を広げ、県外(東京、大阪)海外で上演することを目標とする。また、島では尚円王まつり等で上演して島に観に来てもらうようにする。そのことにより、伊是名島で生まれたオリジナルの演劇が心のブランドとして、子ども達の支えとなり島を思う気持ち育てる。参加した子ども達や若者は、事実、島に対する意識が変わったと思う。尚円王をキーワードに島に住む人、島を離れている人や島が好きなが、この演劇を通して一つにつながることにより、伊是名島の知名度もあがり将来過ごしやすい素晴らしい島になることを願ってやまない。今日も、島の老人ホームでは、村民劇のDVDを楽しそうに観ているお年寄り達の姿がある。

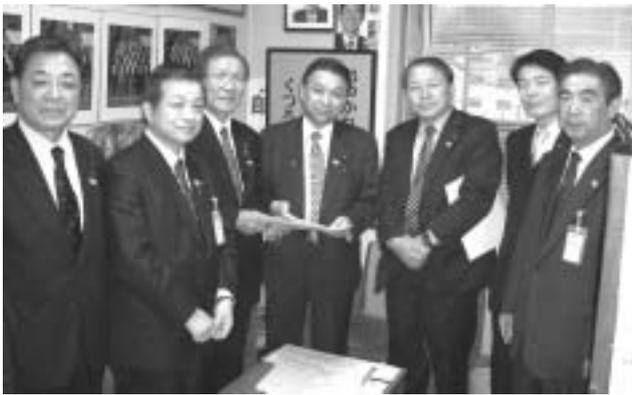
(住民福祉課 神山利和)

活 動

全国観光地所在町村協議会  
「景気・雇用対策としての観光振興施策」  
に関して緊急要望

全国観光地所在町村協議会（会長 山口 治太郎 福井県美浜町長）は、2月25日理事会を開催し、「景気・雇用対策としての観光振興施策に関する緊急要望」を決定、会議終了後、山口会長をはじめ役員が緊急要望事項実現のため、自民党観光特別委員会 七条委員長、観光庁幹部等に対して実行運動を行った。本要望は、以下のとおり。

平成20年度補正予算及び平成21年度当初予算案に盛り込まれている



自民党観光特別委員会 七条委員長に陳情

観光振興・地域活性化事業が速やかに実施できるよう、関連法案の成立を含め迅速に対応すること

観光政策は多くの省庁に関わることから、それぞれの施策が有機的に連携して効果を上げることができるよう、政府全体として一元的に調整し、地方団体に情報提供すること

海外のマスクミ等を通じた日本の魅力の発信や出入国管理・査証発行体制整備等着実な取り組みを進めること

生活対策における高速道路料金的大幅引下げ（土日祝日原則上限千円）については、国民に対する周知、渋滞緩和対策等きめ細やかな対応を図ること。また、大型連休前後の一定期間や夏休み期間の平日への導入について検討するとともに、恒久的な仕組みとすること

地元の観光資源を活用したニューツーリズムの育成を支援すること

今後更なる景気・雇用対策にあたっては、観光地所在町村の取組が機動的・弾力的に実施できるような財政支援措置を講じること

平成21年度 回 第 1

「市町村長特別セミナー」 「地域経営塾」  
参加者募集

市町村アカデミーでは、市区町村長の皆様を対象として、自治体が直面している重要課題や時局の話題を取り上げる特別セミナーを毎年2回開催しております。

今回は、総務省（財）地域創造の共催により、「地域経営」「文化・芸術」「国際情勢」「地域活性化」と盛りだくさんの内容で、それぞれの分野でご活躍の講師による講演を行います。なお、本特別セミナーは、代理として、副市区町村長の皆様のご参加も可能となっておりますので、多くの皆様方のご参加をお待ちしております。

1、日時 平成21年 4月13日、14日

2、会場

市町村職員中央研修所

3、スケジュール

4月13日（月）

「自治体経営改革の実践」

内閣官房参与、前北九州市長

末吉 興一氏

「地方発、日本再生の道」変革チェンジへの挑戦」

増田 寛也氏

前総務大臣

「旅から見てきたもの」地域の文化芸術再発見」

作家、日本ペンクラブ副会長（財）

JKA会長、（財）地域創造顧問

下重 暁子氏

ハレクチャー&ミニコンサート

津田ホール・プロデューサー

楠瀬寿賀子氏

ヴァイオリン 大森 潤子氏  
ピアノ 中島 由紀氏

総務省地域力創造審議員 椎川 忍氏  
「地方財政制度運営と自治体財政運営の複眼的視点」  
関西学院大学大学院経済学専攻科教授 小西砂千夫氏

4月14日（火）  
「激動する世界情勢と日本」  
国際政治学者 浅井 信雄氏  
「地域経済の活性化戦略」  
一橋大学大学院商学専攻科教授 関 満博氏

講演の内容等は、一部変更になる場合がございます。

4、申込期限 平成21年3月27日（金）

5、申込方法 参加申込書（市町村アカデミーホームページからダウンロードできます）を、郵送又はFAXしてください。

6、参加費 10,000円（宿泊費、食費等を含む）

7、申込・照会先 〒261-0025 千葉市美浜区浜田1丁目1番

【担当】弓削・野村  
【電話】043・276・3126  
【FAX】043・276・8484  
http://www.jamp.gr.jp

# 町村Nav

町村Nav iコナリでは掲載情報を募集しています。  
掲載をご希望の場合は全国町村会広報部  
(TEL03-35581-0486)まで

## 宮城町 経済と環境の物流ハブ ターミナルで構想

町はこのほど、「美里発・産業プラットフォームと物流ハブターミナルを形成する」M・Logistics Center」構想をまとめた。町の周辺市町村に自動車関連産業が進出するなど、東北地方は今「100年に1度」の産業集積が展開されていることから、鉄道・高速道が整備されている町の特徴を生かして高付加価値・多機能複合物流拠点「M・LC」整備に取り組むこととしたもの。同構想は、物流を従来の「輸送や保管」中心の活動からモノの流れを総合的・戦略的に展開する「ロジスティクス」貨物の輸送手段をトラックから大量輸送が可能で環境にもやさしい鉄道輸送に切り換える、「モーターシフト」という経済と環境の両立を前面に打ち出したのが特徴。具体的には、「JR貨物宮城野駅の機能移転を視野に3駅を建設する鉄道ハブターミナルを設置する。

## 新潟県 3万円支給の子どもの 育成支援金制度を創設

町は来年度から、子どもたちの健やかな成長を支援するため、4〜6歳の児童一人につき3万円を支給する「子ども育成支援金」を新設する。

## 新潟県 児童を伴う転入世帯に 支度金30万円

町は、この3月から小学4年生以下の

児童を伴って転入する世帯に30万円の「引越し支度金」を支給する制度をスタートさせた。人口減少と高齢化が進む中若者定住の基本となる義務教育活性化のため児童等の転入増加を狙ったもの。支給対象は、転入時に小学校4年生以下の児童とともに転入し、かつ町の小・中学校に5年以上就学する児童の世帯。また、短期滞在世帯でも結果的に同校に合計5年以上就学した場合も申請により支給対象となる。なお、支給後5年以内に転出した場合は支度金の返還を求められる。ただし、両親の会社等の倒産で町内在住ができなくなったなどの場合には返還義務を課さない。

## 新潟県 ホームページ刷新で アンケート等実施

町は、2009年度に公式ホームページをリニューアルするため、利用者にアンケート調査を実施するとともに、民間業者を対象にリニューアル検討委員を募集した。村の特産品の販売促進や、観光客誘致に繋がるようなサイトを目指す。

## 新潟県 新過疎法に「集落振興」 の理念を

全国水源の里連絡協議会は、新過疎法に「集落振興」の理念を盛り込むよう求める提言を決めた。同協議会は、65歳以上が半数を超える集落を抱える町村などで構成。2007年に設立された。

## 新潟県 水源の里 新過疎法に「集落振興」 の理念を

また、短期滞在世帯でも結果的に同校に合計5年以上就学した場合も申請により支給対象となる。なお、支給後5年以内に転出した場合は支度金の返還を求められる。ただし、両親の会社等の倒産で町内在住ができなくなったなどの場合には返還義務を課さない。

## 新潟県 水源の里 新過疎法に「集落振興」 の理念を

また、短期滞在世帯でも結果的に同校に合計5年以上就学した場合も申請により支給対象となる。なお、支給後5年以内に転出した場合は支度金の返還を求められる。ただし、両親の会社等の倒産で町内在住ができなくなったなどの場合には返還義務を課さない。

## 新潟県 水源の里 新過疎法に「集落振興」 の理念を

また、短期滞在世帯でも結果的に同校に合計5年以上就学した場合も申請により支給対象となる。なお、支給後5年以内に転出した場合は支度金の返還を求められる。ただし、両親の会社等の倒産で町内在住ができなくなったなどの場合には返還義務を課さない。

このほか、人材育成の推進やバイオマスを活用した循環型農林業の構築、過疎債制度の維持・対象事業の拡大も求めた。

## 新潟県 水源の里 新過疎法に「集落振興」 の理念を

また、短期滞在世帯でも結果的に同校に合計5年以上就学した場合も申請により支給対象となる。なお、支給後5年以内に転出した場合は支度金の返還を求められる。ただし、両親の会社等の倒産で町内在住ができなくなったなどの場合には返還義務を課さない。

随 想

随 想

福島県浅川町長

須藤 一夫

町の発展のために  
住んでよかった私の町



福島県浅川町は、県中央を南北に連なる阿武隈山系の南部に属し、なだらかな低い山地と平原からなる風光明媚な町である。人口は男3、602人、女は3、640人の合計7、242人である。面積は東西に8km、南北に12km、総面積37・43平方kmである。

地形的には町の中心地帯まで東西に流れる社川(阿武隈川の支流)が、北へ流れを変える。その川の両岸に広大な田園が広がり、その風景は豊かである。また、気候は春夏秋冬の区別ははっきりしているが、降雪は少なく温暖な地域である。洪水・大きな地震等の災害もない。

私は浅川町の町長として、夢と希望のある町の姿を次のように考えている。これは至難なことではあるが、実現のために心を砕くつもりであり、町民の思いに合う努力をするのが使命だと認識している。

笑顔・協働の心で町民一丸のまちづくりから「住んでよかった私の町 浅川」の実現を目指す。それを実現させるための柱を次のように立てた。

- 未来の基盤づくり
- 産業づくり
- 人づくり(教育充実)
- 暮らしづくり
- 文化づくり

以上の点を実現させるために町民のよい意見を探り上げながら、行政に具体的に反映していく。そのためには、町職員の目標への真剣な取り組みが町民に理解され、町民参加の行政にしていかなければならない。私は町長として、町民の先頭に立ち、気概のある町職員の育成を通して、町民の期待に応えていきたいと考えている。また、町民各位も、人間愛・正義・公正・恩愛の精神を町行政に反映させていたいただきたいと願っている。「明けない夜はない」の

忍耐力を持ちたい。

政治姿勢についてはその一部を前述したが、重複しない範囲で私の考えを述べる。中国の言葉に「綸言如汗(りんげんあせのごとし)」という四字熟語がある。これは地位のある人の発言は直せぬ、ということだが、私は常に発言する時は、この言葉を念頭に置いている。

私は町政執行に当たるものとして、誠実・実行・笑顔・温かい心を座右の銘としている。

具体的には、職員は、町民と接する時は誠実であること、笑顔をもって対応をすることを心がけること、また各種証明書の申請にこられた町民に対する時などは、親切丁寧に説明すること、申請書などの書き方に戸惑う老人等に対しては、申請書の項目ごとに説明して理解してもらうこと。こうした職員の温かい心が町民の心に伝われば笑顔のある町政が実現すると考えている。

明るい笑顔と明るい心の絆が、もっとも重要なことだと考えている。職員は公僕であり、町民もまた謙虚な精神を忘れないことが浅川町の発展の基盤となることを自覚してほしい。

浅川町は、昭和45年頃までは、農業人口が多く農業の町であったが、

季節の俳句カレンダー

春の海トランペットを吹いてみたい

鷺見緑郎

季語は「春の海」。おだやかな春の陽射しの下、海辺に立っているとほかに水平線まで波静かな海面は大きく布を広げたようにさえ見える。誰もが大声を張り上げたくなるが、大きな風景の中で人の声くらいは消されてしまつ。それならと思いつく一つはトランペットではないだろう。自分の声に代わって水平線まで届けという作者の気持ちが、「吹いてみたい」という素直な言葉で表現されたことで、純粹さと共に風景にマッチした透明感が伝わってくる。

剪定や過去を斜めに切りおとす

増本加津子

季語は「剪定」。春になると樹木が芽を吹き、若い枝を伸ばし始める。樹形を整えたり、庭園や街の景観を考えると専門の植木職の手を借りるまでもなく、「剪定」が必要になる。

この句の作者は、自らの生きて来た過去を思い起して、多少の失敗や行き過ぎたことを、樹木の枯れた枝や脇へ伸び過ぎた枝に喩えて、忘れたことは切り捨てたい、という気持ちを詠んだものと思う。それもばつさりとはいかず、「斜め」に人間の弱ささえ感じさせる描写は巧み。

白椿花芯にたまる愁いかな

早川三千代

季語は「椿」。咲く姿や色形、周囲の状況との組み合わせで、「八重椿」や「玉椿」、「雪椿」や「山椿」など同類の季語が多い。「白椿」は、「紅椿」と共に文字どおり花の色による区別。紅には華やきがあり、白は静けさ、寂しさを感じる。この作者はそれを「愁い」と詠んでいる。白椿に限らないが、椿の花が盛りを過ぎると、「花芯」が褐色を帯びて散るのも間近と思わせる。その衰えとも見える様子を「愁い」と描写したところに優しさが感じられる。

随 想

昭和50年代になると、工業やその他の職業人口が増加。現代は純粋の農業人口は極端に減っている。そのため、現代の町民の認識も多様化し、生活の様相が複雑化してきている。行政が一つの事業を企画しても、意見が分裂して事業の進行を停滞させ、場合によっては取り止めるものもある。

それでは全部が駄目なのかと言えば、そうではない。農家の青年が立ち上がり、ブランド米(こしひかり)として県外に売り出して成功している例もある。産物としては、荳胡麻(えごま)を生産して活用している人や、純粋な菜種油を生産して、健康食品として販売している人もいる。浅川の人は、近代化のバスに乗り遅れない努力を惜しまない認識を高めるべきである。

町の誇り「浅川の花火」

浅川の花火の起源については諸説がある。三百年前から、という人もいるが、地方史家の研究では、諸資料の解説から二百年前が妥当ではないかと言われているので、それに従う。

花火は毎年旧盆の八月十六日、町の青年会の人達の献身的な努力によって行われる。これは江戸時代中期の後半に起きた浅川騒動と言われ

た、農民一揆の犠牲者の魂魄を慰めるために始められたと伝えられている。花火も、昭和12年頃までは、青年達の手づくりの花火を上げていたのだが、法改正によって火薬使用が禁止されてからは、花火師から買うようになった。

花火の内容も年々豪華になってきて、観衆もまた町内外から万人を超すようになった。特に城山に敷設された地雷火が爆発する時、山全体が火の海となる光景は浅川の花火の誇りである。町商工会の出店や、露天商の出店もあり、浅川町最大の賑わいとなる日である。私はこの伝統の文化の華「浅川の花火」の継承に努力していきたいと考えている。

「吉田富三賞」

癌研究の先駆者として世界的に有名な吉田富三博士(1903~1973)は浅川町の出身で、町民は町の誇りとして尊敬している。

博士の偉業は、昭和七年、ラットの肝臓に世界で初めて人工的に肝臓癌を生成し癌研究の扉を開き、昭和十八年には、癌細胞の究極の姿と言われる液状の癌細胞(吉田肉腫)を発見して、今日の癌研究の基盤を創設したことである。

浅川町では、博士の偉業を後世に

残し、町民の健康意識を増進するとともに、青少年の教育に資するため「吉田富三記念館」を建設し、平成五年十月一日に開館した。

記念館の事業として、日本癌学会と浅川町が共同して「吉田富三賞」を創設し、癌研究に功績を残した病理学者に授賞している。授賞式は毎年日本癌学会の総会の席で行い、受賞者には、日本癌学会会長と浅川町町長によって正賞と副賞が贈られている。

「吉田富三賞」によって、「吉田富三記念館」の評価が高められている。平成六年八月十九日には、常陸宮殿下御来館の栄に浴している。

その他の事業として、福島県内の小学生を対象にして「吉田富三子ども科学賞」を設け、科学教育の振興を図っている。それから県内の小・中・高・一般の人を対象として「詩を書くこうコンクール」を実施して文化の向上に努めている。また、町内の小学生を対象にして「科学教室」を実施して科学への関心を高めている。

以上が、浅川町の主な文化関係の事業の概要だが、私は町長として事業推進の先頭に立つて努力していきたいと考えている。



何かと面倒な相続手続き、  
お手伝いいたします。  
**遺産整理業務**  
[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)



お問い合わせは ☎0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00 (祝日等を除く)  
(回線がつかまりましたら 目印を押してください。)



私たちは資産を守る  
パートナーです。

金銭資産の運用から、相続対策、遺言、不動産管理まで、私たちがお客様をパートナーとしてサポートし、世代を超えてお付き合いをさせていただいております。まずは、お気軽にご相談ください。皆さまからの電話やご来店を、心よりお待ちしております。

●資料のご請求は下記までお問い合わせください。  
インフォメーションデスク  
0120-897-117

資産の話をしませんか。  
**信託世代の**  
住友信託銀行